

11月1日～12月1日は「犯罪被害者月間」です

被害者等の置かれている状況に関する 理解と支援への協力を

犯罪被害者等支援に関する国民の理解を増進するため、今年から、11月1日から12月1日までが「犯罪被害者月間」と位置づけられました。犯罪被害はいつ誰に起こるか分かりません。大切な家族や友人が被害に遭うかもしれません。被害を受けた人の気持ちに寄り添い、支え合える社会をつくっていきましょう。

詳しくは、本危機管理課(☎22130)へ。 ホームページID=10328



犯罪被害者支援シンボルマーク

犯罪被害に遭うと直接的な被害だけではなく、被害者本人やその家族の心身の不調、生活上の問題、周囲の人の言動による傷つきなどの多くの問題を抱えます。被害者が置かれている状況と支援の必要性について考え、被害者をさらに傷つけるような言動に注意しましょう。

■犯罪被害者月間とは

令和8年3月に閣議決定された第5次犯罪被害者等基本計画において、毎年11月1日から12月1日までが「犯罪被害者月間」と位置づけられました。期間中は、犯罪被害者等が置かれている状況、名誉、生活の平穏への配慮の重要性などについて、国民の理解を深めることを目的に、全国で啓発活動が行われます。

市が行う支援

市は、犯罪のないまちづくりを推進するとともに、安心して暮らすことのできる地域社会を目指し、犯罪被害者などへの支援を行っています。

■犯罪被害者等支援相談窓口

市の職員が相談を受け、支援・関係機関との連絡調整や

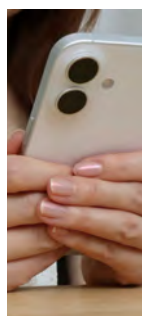
各種相談窓口の紹介などを行います。

相談方法

▽電話＝専用ダイヤル(☎258526・受付時間は月・金曜日(閉庁日を除く)午前8時30分～午後5時15分)へ電話

▽メール＝相談用アドレス(shiminsupport@city.shibukawa-gunma.jp)へ相談内容を送信(24時間受付)

▽対面＝事前に右記専用ダイヤルへ予約し、危機管理課へ

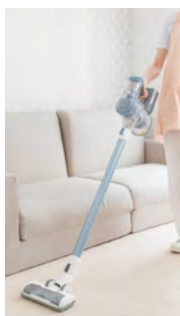


■支援金の支給

犯罪被害者や遺族の経済的負担を軽減するため、遺族支援金、重傷病支援金を支給します。

■補助金の交付

犯罪被害者や遺族の日常生活を支援し、居住の安定を図るため、補助金を交付します。
対象経費 弁護士費用、家事代行費用、託児施設利用料など



警察が行う支援

警察は、犯罪被害者に対して、捜査状況等の情報提供、臨床心理士によるカウンセリング、経済的な支援、再被害防止のための安全の確保措置などを実施しています。



問合せ先 県警察本部犯罪被害者支援室(☎027(243)0110)または渋川警察署警務課(☎230110)

本でつながる犯罪被害者支援の輪 ホンデリング・プロジェクト

ホームページ
ID=11146

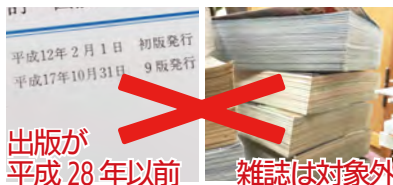
読み終わった本やCD(アルバム)・DVD・ゲームソフトを市が回収、(公社)全国被害者支援ネットワークに送付して、売却代金を犯罪被害者支援活動に役立てます。皆さんの協力をお願いします。



とき 11月20日(金)～12月11日(金)(閉庁日を除く)午前8時30分～午後5時
ところ 市役所本庁舎市民ホール

回収対象外となる物

▷平成28(2016)年以前に出版された本、ISBNコードが入っていない本、雑誌など ▷規格品番が確認できないCD・DVD・ゲームソフト ▷シングルCD



全国被害者支援ネットワーク「ホンデリング・プロジェクト」▶

